

第4章

株式交付の新設、株式併合等に係る開示充実 M&Aに関する 改正ポイント

西村あさひ法律事務所
弁護士

松本 絢子

(2) 株式交付の適用対象となる「子会社」化

株式交付における「子会社」は、会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合、すなわち、対象会社の議決権の総数に対する買収会社（その子会社および子法人等を含む）の計算において所有している議決権の割合が50%を超える場合に該当する子会社に限定される（会施規4の2）。

したがって、(i)買収会社がすでに対象会社の議決権の過半数を有している場合や、(ii)買収会社が対象会社を子会社としない場合には、株式交付を利用することはできないが、(iii)対象会社がすでに買収会社の子会社である場合でも、会社法施行規則3条3項2号に掲げる場合に該当する子会社（いわゆる実質支配力基準の子会社）から同項1号に掲げる場合に該当する子会社にしようとするときは、株式交付を利用することができると考えられる。

なお、会社法施行規則3条3項1号においては、再生・更生・破産手続開始の決定を受けた会社等であつて有効な支配従属関係が存在しないと認められるものが子会社の対象から除外されている（同号柱書きカッ

【この章のエッセンス】

- 株式交付の適用対象は、議決権割合が50%超となる子会社化に限定される。
- 株式交付親会社の事前・事後開示の手続等の詳細が定められた。
- 全部取得条項付種類株式の取得および株式の併合に関する事前開示事項において、端数処理に関する記載の充実化が図られた。

株式交付制度

(1) 株式交付制度導入の背景

「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令

で定めるものに限る）とするために当該の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（会社法2三十二の二）。

現行会社法上、ある株式会社（買収会社）が自社の株式を対価として他の株式会社（対象会社）を子会社化する方法としては、①株式交換と②対象会社株式の現物出資を受けて買収会社株式を割り当てる方法が考えられる。買収会社株式を対価とする場合、金銭を対価とする場合と異なり、(i)買収会社にとっては、買収資金としてキャッシュを準備する必要がなく、(ii)対象会社株主にとつても、買収後も買収会社株主として残ることになるため、買収によるシナジー

等の利益を享受することができることになる。

しかし、①株式交換は、対象会社を完全子会社化する場合以外には利用できず、②現物出資を用いる方法は、現物出資規制（検査役の調査、引受人等の財産価額填補責任）や有利発行規制の適用を受けてしまう。なお、産業競争力強化法に基づく自社株対価M&Aであれば、会社法の特例として現物出資規制や有利発行規制の適用を受けないが、事業再編計画の認定を受ける必要がある。そこで、改正会社法では、株式交付制度として、買収会社が自社の株式を対価として用いて、より円滑に対象会社を子会社化する手法を創設した。